

暮らしの瓦版

2011年6月号



地球にやさしい快適「住」住宅(15)



【建物を工夫して自然の力を生かすパッシブソーラー】パッシブという言葉には「受動的な」「消極的な」といった意味があり、その逆の意味をもつ言葉がアクティブです。冬は窓からの日射を取り込み暖房の補助にしたり、夏は風を取り込んで冷房の補助にするような受け身な自然エネルギー利用がパッシブソーラー。屋根上に集熱器を設置し暖房の熱を作ったり、太陽光発電を行うのがアクティブソーラーというイメージです。ただし、明確な区別があるわけではなく、パッシブソーラーでもできることは暖房の補助だけ。お湯や電気をつくるにはアクティブソーラーが必要です。そのため、ゼロエネルギーを目指す家は、アクティブとパッシブを組み合わせてみます。

冬でも日射が入る部屋は暖かくなります。太平洋側の地域なら、冬は毎日のように晴れるので、日射を取り込めば家の中は20℃を超えます。一方、日本海側の地域は冬に曇り空が続くので不利ですが、早春の晴れた日などは十分に暖房の補助として利用できます。しかし、日射を取り込めるのは日中の数時間だけで、その熱を失わないようにするためには高い断熱性が必要です。十分に断熱性をもった建物でも、日中に取り込んだ熱を夜まで残すには大きな蓄熱量が必要になります。木造住宅の蓄熱量はRC造やレンガ造に比べると小さいですが、太い柱や梁がむき出しになっていたり、土の壁だったり、土間があったりすれば蓄熱量は大きくなります。冬の日射をたくさん取り込むためには窓を大きくする必要があるのですが、そこで窓自体の断熱性を高めかつ、カーテンや障子で断熱性を高める対策をとります。窓を大きくすれば、夏の日射を遮ることに注意を払う必要が出てきます。ここで活躍するのが簾です。以上のようにパッシブソーラーのデザインを考えていくと、伝統的な日本の家のデザインがよみがえってきます。自然とのコンタクトを重視してきた日本の家は、そもそもパッシブソーラー住宅だったのです。ただし、断熱・気密性が低かったためこれを高めた上で、伝統的なデザインを施せば、美しいパッシブソーラー住宅が作れます。

パッシブソーラーは、天気は左右される「あいまいさ」を残しながら、「少し我慢」があったりします。それでも自然エネルギーとコンタクトしながらの生活はクリーンな快適さを与えてくれる魅力があります。

「梅雨」



6月から7月にかけて降る雨の時期を「梅雨」といいますが、中国でこの時期を「霪雨(ばいゆ)」と書き、「物に徴(かび)が生じやすい時期」として使われ、それが梅の時期と重なって、日本で「梅雨」と同じ語感の「梅雨」が使われたと言われています。また、梅の熟する時期に雨が降るので、「梅雨」と書くという説もあります。梅雨と書いて「つゆ」と読ませるのは、江戸時代頃からで、「露(つゆ)」からきているなど、諸説あり一つに断定するのは難しいようです。

生活

季節の言葉
「住宅用火災警報器(火災報知器)設置義務化」



住宅用火災警報器(火災報知器)の設置がすべての住宅を対象として義務づけられ、2008年6月1日からは既存住宅においても設置義務化されました。設置が義務づけられた背景には、2006年6月に施行された「改正消防法」の存在があります。総務省消防庁が発表したデータによれば住宅火災の死者の6割以上が、「逃げ遅れ」によるもので、各家庭に火災報知器があれば、これらの悲劇を防げるのではないかと、ということで、消防法の改正となったわけです。改正消防法によれば、2006年6月1日以降に建てられた新築住宅は、「建築段階において」火災警報器を取り付けなければなりません。また、それ以前に建てられた既存住宅についても、遅くとも今年5月31日までに順次、その設置が義務づけられることになっていきます。改正消防法では、設置義務は住宅の関係者(所有者、管理者又は占有者)にあるものと定めています。アパートや賃貸マンションなどは、建物のオーナーと借入人が協議のうえ、設置することとなります。ただし、設置の対象となるのは自動火災報知設備又はスプリンクラー設備が備わっていないマンションとなります。消防法施行令において一定床面積以上のマンションは必ずスプリンクラーを設置すること定められていることもあり、国内の分譲マンションにおいては、感知警報装置・スプリンクラーのいずれも備わっていないこと自体が考えにくく、ほぼ大部分の分譲マンションにおいては、自分の居室(専有部分)における火災報知器の設置は、努力規定(任意)となつています。ちなみに、この住宅用火災警報器の設置義務に違反したとしても、現在は罰則規定が設けられていないため、別に罰金を科せられることはありません。しかし、古い賃貸マンションやアパートでは、共用部分には火災報知器が設置されているにもかかわらず、居室専有部分においては何も設置されていないことが通常です。そのため逃げ遅れを防ぐために賃貸マンションやアパートの居室にお住まいの方は、住宅用火災警報器を設置するようにした方がよいでしょう。

住宅用火災警報器は、一般的に市販され、誰でも設置できます。価格帯としては機種にもよりますが、3千円〜8千円前後。「電池タイプ」と「電源タイプ」が用意されています。また煙を感知して火災の発生など知らせる「煙感知式」と、熱を感知する「熱感知式」の二種類があります。寝室や階段などを含め一般には「煙感知式」を設置し、特に間取りの狭い火を使う台所では「熱感知式」を設置するとおぼえておきましょう。住宅用火災警報器の品質について、「日本消防検定協会」が国の基準に適合するかどうかを検査し、合格した製品につける「NSマーク」という鑑定マークがあるかどうかが目安となります。住宅内の設置場所は寝室・台所・階段のいずれかとなり、その取付場所は天井か壁となります。

自治体によっては、「住宅用火災警報器の購入費の助成」や「高齢者・障害者世帯を対象とした住宅用火災報知器の給付」を行っている市区町村があります。市区町村ごとに義務づけられる設置場所も異なる場合もあるため、市区町村窓口や消防署に問い合わせるとうよいでしょう。

生活

季節の言葉
「耐震診断・耐震改修」



東日本を襲った巨大地震を機に「わが家の耐震性は大丈夫か」と改めて考える人は多くなっています。地元自治体の助成制度を利用すれば自己負担を抑えて耐震改修もできますが、まず見極めたいのが、どのような住宅が耐震改修の必要があるか。まずは木造住宅・集合住宅の耐震診断を自分でできるチェックシートが公表されているので活用したり、不安な点がある場合は早めに専門家に相談するのもよいでしょう。1981年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。このため、それ以降に建てられた住宅の耐震性は比較的高いとされますが、建物は古くなるにつれて劣化するなどの、巨大地震に遭遇した建物は、倒壊に至らなくてもひびきなどの不具合が出ている可能性もあります。そこで耐震改修が必要かどうかを判断するために、まずはきちんとした耐震診断が必要となるのです。ほとんどの自治体が無料の耐震診断など助成制度をもっていますが、利用できる条件が異なるため、担当窓口にご相談してみるとよいでしょう。耐震診断では、建物の耐用年数の間に一度あるかどうかという大規模な地震(震度6強〜7程度)にあつても、倒壊しない程度の強度があるかを算定するのであり、損傷しないかどうかを判断するものではありません。そこは注意しましょう。

戸建の耐震改修には基礎を補強したり、壁に筋交いを入れたり、合板を張って強度を増したりと、様々な方法があります。会社によって提案内容にも違いがあるので数社で見積りを取り、工事内容や価格が適正かを比較し判断しましょう。耐震改修にかかる費用は改修前の住宅の状態などによって大きく異なりますが「平均すると180万円程度」自治体によって数万〜100万円程度の助成が受けられるので、実際に負担する費用はもう少し抑えられそうです。また、所得税や固定資産税の控除もあるので、確定申告などの手続きを忘れないようにしましょう。

耐震・免震技術は日々向上しています。ただ、自然災害は思いも寄らぬ被害をもたらします。安心して住み続けるために不安は解消しておいた方がよいかもしれません。

「節電ビズ」

夏の電力不足の対策として、上着なし、初タイなしというクールビズをさらに進めて軽装を徹底し、電力消費を抑える取り組みのこと。

3月に起きた東京電力原子力発電所の事故により、7月頃から9月頃にかけての電力不足が予想され、東京電力や政府は節電のために、大規模な事業所のような大口需要家に対しては25%の電力消費の削減を求めています。その取り組みの一つとして、クールビズ期間の延長(5〜10月)、節電ビズの推進が経済産業省などにより検討されています。軽装を徹底することで、エアコンの設定温度を上げたり、使用時間を減らすのが狙い。節電ビズの服装については、具体的な定義はされていませんが、一部の企業ではボロシャツなどのカジュアルな服装が推奨されています。



修繕 リフォームから新築工事の建物の事

優良土地活用から物件探索の土地の事

北本建設株式会社

埼玉県北本市古市場 3-131

URL : <http://kitaken1970.com>

TEL : 048-591-1234

FAX : 048-591-0019



6月 暮らしのカレンダー

水無月、弥涼暮月、風待月、建未月、水月、涼暮月、蟬羽月、田無月、旦月、常夏月、鳴神月、松風月

- | | |
|-----------|---------------|
| 1日 衣替え | 16日 和菓子の日 |
| 6日 芒種 | 19日 父の日(第3日曜) |
| 10日 時の記念日 | 22日 夏至 |
| 11日 入梅 | |

